



熊本県公報

号外第 5 号

平成 22 年 3 月 26 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則
- 熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築課) 1
- 熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則…………… (市町村総室) 13
- 告 示
- 指定事務所登録機関の指定…………… (建築課) 13

規 則

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 22 年 3 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 16 号

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則
熊本県建築士法施行細則(昭和 26 年熊本県規則第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の免許申請書には、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ 4.5 センチメートル、横の長さ 3.5 センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「建築士免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。

第 3 条第 1 項中「(以下「免許証」という。)」を削る。

第 5 条第 1 項中「30 日以内に、」の次に「建築士免許証用写真を貼付した」を加え、同条第 2 項中「免許証に」を「二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証(以下「免許証明書」という。))又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。))に、」を「免許証又は免許証明書を」に改める。

第 6 条第 1 項中「、免許証」を「、免許証又は免許証明書」に、「直ちに、」を「遅滞なく、建築士免許証用写真を貼付した」に、「免許証を」を「その免許証又は免許証明書を」に改め、同条第 3 項中「前項」を「第 1 項」に、「免許証を」を「免許証又は免許証明書を」に改め、「10 日以内に、」の次に「これを」を加える。

第 7 条の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条中「免許証」を「免許証又は免許証明書」に改める。

第 8 条の見出し中「まっ消」を「抹消」に改め、同条中「前条第 2 項」を「前条第 3 項」に、「まっ消」を「抹消」に改める。

第 10 条を次のように改める。
(免許証等の領置)

第 10 条 知事は、法第 10 条第 1 項の規定により二級建築士又は木造建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該二級建築士又は木造建築士に対して、免許証又は免許証明書の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

第 10 条の次に次の 13 条を加える。
(名簿の閲覧)

第 10 条の 2 知事は、法第 6 条第 2 項の規定により名簿を一般の閲覧に供するため、名簿閲覧所(次項において「閲覧所」という。)を設けなければならない。

2 知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規程を告示しなければならない。
(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第 10 条の 3 法第 10 条の 20 第 1 項に規定する都道府県指定登録機関(以下「指定登録機関」という。)が同項に規定する二級建築士等登録事務(以下「二級建築士等登録事務」という。)を行う場合における第 2 条第 1 項、第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条第 4 項、第 8 条及び第 10 条の 2 の規定の適用については、これらの規定(第 2 条第 1 項を除く。)中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第 2 条第 1 項中「二級建築士免許申請書(別記第 1 号様式)又は木造建築士免許申請書(別記第 1 号の 2 様式)(以下「免許申請書」という。))」とあるのは「二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書」とあるのは「二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書」と改める。

申請書（以下「免許申請書」という。）と、「知事」とあるのは「指定登録機関（第10条の3に規定する指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、第3条第1項中「二級建築士免許証（別記第2号様式）又は木造建築士免許証（別記第2号の2様式）」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第5条第1項中「二級・木造建築士登録事項変更届出書（別記第3号様式）」とあるのは「二級・木造建築士登録事項変更届出書」と、同条第2項中「二級・木造建築士免許証書換交付申請書（別記第4号様式）」とあるのは「二級・木造建築士免許証書換交付申請書」と、「免許証明書の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第3項及び第6条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第6条第1項中「二級・木造建築士免許証明書再交付申請書」とあるのは「免許証明書」と、第6条第3項中「免許証明書の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第8条中「免許を取り消した場合は前条第3項の届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合は第10条の12の規定により第7条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第10条の2第1項中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」と、同条第2項中「告示」とあるのは、「公表」とする。

（指定登録機関の指定の申請）
 第10条の4 指定申請者の20第2項の規定による指定を受けようとする者（次項第8号において「指定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
 - (2) 二級建築士等登録事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - (3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 定款及び登記事項証明書
 - (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
 - (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (4) 申請に係る意思の決定を証する書類
 - (5) 役員の名及び略歴を記載した書類
 - (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - (7) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類
 - (8) 指定申請者が法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面
 - (9) その他参考となる事項を記載した書類

（指定登録機関の名称等の変更の届出）
 第10条の5 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

（指定登録機関の役員を選任及び解任の認可の申請）
 第10条の6 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の7第1項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の名
- (2) 選任又は解任の理由
- (3) 選任の場合にあっては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

（登録事務規程の認可の申請等）
 第10条の7 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
 - (2) 変更しようとする年月日
 - (3) 変更の理由
- （指定登録機関の事業計画等の認可の申請等）

- 第10条の8 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規程に、第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規程に、第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項に提出しなければならない。
- 2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規程に、第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項に提出しなければならない。
- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由
(登録状況の報告)
- 第10条の9 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を建築士の別ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。
- (1) 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消並びに免許証明書の再交付の件数
- (2) 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数
- 2 前項の報告書には、二級建築士名簿及び木造建築士名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。
- 3 報告書等(第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出の方法として、当該報告書及び前項の添付書類を作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法を用いて行うことができる。
- (1) 指定登録機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通過して情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- (2) 磁気ディスク、シー・デイ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことが可能である物(第22条第3項第2号において「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法
- (不正登録者の報告)
- 第10条の10 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと認めるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。
- (1) 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項
- (2) 偽りその他不正の手段
(二級建築士等登録事務の休止の許可の申請)
- 第10条の11 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の15第1項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- (3) 休止又は廃止の理由
(指定登録機関への書類の交付)
- 第10条の12 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の送付若しくは提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。
- (1) 法第5条の2若しくは法第8条の2又は第7条第3項の規定による届出 当該届出に係る事項
- (2) 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成20年国土交通省令第37号)第40条第4項又は第43条第4項の規定による報告書等の送付 同省令第40条第2項第2号イ又は第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項
- (3) 第22条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項
- (免許の取消し等の処分の通知)
- 第10条の13 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき、又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。
- (1) 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- (2) 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- (3) 処分の内容及び処分を行った年月日
(公示)
- 第10条の14 法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、熊本県公報で告示することによって行う。
- 第12条第3項中「(入出力装置を含む。以下同じ。)」を削る。
- 第22条第3項第1号中「(入出力装置を含む。以下同じ。)」を削り、同項第2号中

「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「磁気ディスク等」に改める。

第23条の次に次の2条を加える。
(建築士事務所登録簿等の閲覧)

第24条 知事は、法第23条の9の規定により同条各号に掲げる書類を一般の閲覧に供するため、登録簿等閲覧所(次項において「閲覧所」という。)を設けなければならない。

2 知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規程を告示しなければならない。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

第25条 法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関が同項に規定する事務所登録等事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第2項中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、「告示」とあるのは「公表」とする。
別記第1号様式から別記第7号様式までを次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

二級建築士免許申請書										
二級建築士の免許を受けたいので、熊本県建築士法施行細則第2条の規定により申請します。 次の事項が真実であることを誓います。										
年 月 日										
氏 名.....印										
熊本県知事 様										
ふりがな氏名				生年月日	年	月	日生	写真貼付欄 注 意		
本籍				性別	男	<input type="checkbox"/>	女	<input type="checkbox"/>	1. 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを貼付してください。 2. 貼付した写真は免許証に転写されます。	
現住所	〒			電話						
試験・選考	二級建築士試験又は選考に合格した時期			年						
				合格年月日	年	月	日	合格番号	第 号	
欠格事由	1 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産者又は準禁治産者の宣告もこれに該当するとみなされます。)を受けていますか。								いる <input type="checkbox"/>	いない <input type="checkbox"/>
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑..... あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日.....年 月 日								ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑..... あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日.....年 月 日								ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
	4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日.....年 月 日								ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
	5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間.....年 月 日から.....年 月 日まで								ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
※審査	手数料確認	写真照合	戸籍照合	登記照合	合照格者名簿合	欠格審査	名簿登録	免許証発行	※証紙貼付欄	

※登録番号		※登録年月日	年	月	日	※受付番号	
-------	--	--------	---	---	---	-------	--

備 考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にV印をつけてください。
- 3 外国の建築士免許を受けた方は、試験欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。
- 4 戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書を添付してください。

別記第2号様式(第3条関係)

(表)

二 級 建 築 士 免 許 証		
(氏 名)	年 月 日生	写 真
二級建築士登録番号 第	号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
建築士法(昭和25年法律第202号)により 二級建築士の免許を与えたことを証します。		
年 月 日		熊本県知事 印

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

備考

- 1 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。

2 写真の大きさは、縦 3. 0センチメートル、横 2. 4センチメートルとする。

別記第2号の2様式(第3条関係)

(表)

木 造 建 築 士 免 許 証	
(氏 名)	年 月 日 生
木造建築士登録番号 第	号
登 録 年 月 日	年 月 日
建築士法(昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号)により 二級建築士の免許を与えたことを証します。	
年 月 日	
熊本県知事 印	

写 真

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

備考

- 1 用紙の大きさは、縦 5. 4センチメートル、横 8. 5センチメートルとする。
- 2 写真の大きさは、縦 3. 0センチメートル、横 2. 4センチメートルとする。

別記第3号様式(第5条関係)

二級 ・ 木造建築士登録事項変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住 所

氏 名印

次のとおり登録事項に変更が生じたので、熊本県建築士法施行細則第5条第1項の規定により届け出ます。

登 録 事 項		変 更
1 ふりがな氏名		
2 生年月日	年 月 日	年 月 日
3 性 別		
4 登録の種別	二 級 ・ 木 造	
5 登録番号	第 号	
6 登録年月日	年 月 日	
7 変更年月日	年 月 日	
8 変更の理由		

※ 受付印	※ 審査	戸籍照合	名簿照合	本人確認	

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 戸籍謄本（抄本）を添付してください。

別記第4号様式(第5条関係)

二級 ・ 木造建築士免許証書換交付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所.....

氏 名.....印

次のとおり免許証の記載事項に変更が生じたので、熊本県建築士法施行細則第5条第2項の規定により書換え交付を申請します。

記 載 事 項		変 更
1	ふりがな 氏 名	
2	生 年 月 日	年 月 日
3	性 別	
4	登 録 の 種 別	二 級 ・ 木 造
5	登 録 番 号	第 号
6	登 録 年 月 日	年 月 日
7	変 更 年 月 日	年 月 日
8	変 更 の 理 由	
※ 受 付 欄		※ 証 紙 貼 付 欄
※審査		※責任者(職氏名) 印
※登録番号		※登録年月日 年 月 日

写真貼付欄
注 意

1. 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを貼付してください。

2. 貼付した写真は免許証に転写されます。

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 熊本県収入証紙は、証紙貼付欄に貼付してください。なお、証紙は消印しないでください。
- 4 免許証又は免許証明書を添付してください。

別記第5号様式(第6条関係)

二級 ・ 木造建築士免許証再交付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所.....

氏 名印

免許証・免許証明書を（汚損した・失った）ので、熊本県建築士法施行細則第6条第1項の規定により次のとおり再交付を申請します。

1	ふりがな 氏 名		写真貼付欄 注 意 1. 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを貼付してください。 2. 貼付した写真は免許証に転写されます。
2	生 年 月 日	年 月 日	
3	性 別		
4	登録の種別	二 級 ・ 木 造	
5	登録番号	第 号	
6	登録年月日	年 月 日	
7	汚損又は失った日	年 月 日	
8	汚損又は失った理由(具体的に詳しく記入してください。)		
※ 受付欄		※ 証紙貼付欄	
※審査		※責任者(職氏名) 印	
※登録番号		※登録年月日	年 月 日

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 熊本県収入証紙は、証紙貼付欄に貼付してください。なお、証紙は消印しないでください。
- 4 住民票の写し(発行日から6か月以内のもので、本籍地の記載のあるもの)を添付してください。
- 5 汚損による再交付申請の場合は、その免許証又は免許証明書を添付してください。

別記第6号様式(第7条関係)

死亡、後見開始等届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住 所.....

氏 名.....印

熊本県建築士法施行細則第7条第1項又は同条第3項の規定により届け出ます。

1 氏 名	ふ り が な			
2 生 年 月 日	年 月 日			
3 性 別				
4 登 録 の 種 別	二 級 ・ 木 造			
5 登 録 番 号	第 号			
6 登 録 年 月 日	年 月 日			
7 届 出 理 由				
8 事 実 発 生 年 月 日	年 月 日			
※ 受付印	※ 関係書類照合	※ 建築士名簿照合	※ 本人確認	

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 免許証又は免許証明書を添付してください。
- 4 届出理由を証する書類(死亡証明、後見開始又は保佐開始の審判を受けた事の証明等)を添付してください。

別記第7号様式(第7条関係)

二級・木造建築士免許取消申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所.....

氏 名.....印

(二級・木造)建築士の免許を取り消したいので、熊本県建築士法施行細則第7条第2項の規定により申請します。

1 氏 名	ふ り が な		
2 生 年 月 日	年 月 日		
3 性 別			
4 登 録 の 種 別	二 級 ・ 木 造		
5 登 録 番 号	第 号		
6 登 録 年 月 日	年 月 日		
7 取 消 し の 理 由			
※受付印	※建築士名簿照合	※本人確認	

参考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 免許証又は免許証明書を添付してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条の次に 13 条を加える改正規定（第 10 条の 2 から第 10 条の 8 ままで、第 10 条の 11 及び第 10 条の 14 に係る部分に限る。）及び第 23 条の次に 2 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に定められ、かつ、告示されている熊本県建築士名簿及び建築士事務所登録簿等閲覧規程（平成 20 年熊本県告示第 1045 号の 3）は、この規則による改正後の熊本県建築士法施行細則（以下「新規則」という。）第 10 条の 2 第 2 項及び第 24 条第 2 項の規定により定められ、かつ、告示された閲覧規程とみなす。
- 3 この規則による改正前の熊本県建築士法施行細則（以下「旧規則」という。）別記第 2 号様式の規定による二級建築士免許証及び旧規則別記第 2 号の 2 様式の規定による木造建築士免許証は、新規則別記第 2 号様式の規定による二級建築士免許証及び新規則別記第 2 号の 2 様式の規定による木造建築士免許証とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則別記第 2 号様式の規定による二級建築士免許証又は旧規則別記第 2 号の 2 様式の規定による木造建築士免許証の交付を受けている二級建築士免許証又は木造建築士は、新規則別記第 2 号様式の規定による二級建築士免許証若しくは新規則別記第 2 号の 2 様式の規定による木造建築士免許証若しくは新規則別記第 2 号の 3 の規定により読み替えて適用される新規則第 3 条第 1 項の新規則別記第 2 号の 3 の規定により読み替えて適用される新規則第 5 条第 2 項の免許証明書の書換え交付又は新規則第 10 条の 3 の規定により読み替えて適用される新規則第 5 条第 2 項の免許証明書の書換え交付の申請とみなす。

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 22 年 3 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 17 号

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則（平成 21 年熊本県規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「2 の項」を「4 の項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項中「1 の項」を「3 の項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

- 1 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 32 条に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 採石法第 32 条の 7 第 1 項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

2 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 3 条に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 砂利採取法第 9 条第 1 項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 条例別表第 2 監査委員の項の規則で定める事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項に規定する監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 369 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条の 3 第 1 項の規程により指定事務所登録機関を指定したので、同条第 3 項において準用する同法第 10 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 22 年 3 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定事務所登録機関の名称 社団法人熊本県建築士事務所協会
- 2 指定事務所登録機関の住所 熊本市九品寺四丁目 8 番 17 号
- 3 事務所登録等事務を行う事務所の所在地 熊本市九品寺四丁目 8 番 17 号
- 4 事務所登録等事務の開始の日 平成 22 年 4 月 1 日
- 5 指定年月日 平成 22 年 3 月 24 日